

災害時・通信不能でもオンライン資格確認、マイナ保険証！？

2024年1月5日
全国保険医団体連合会

能登半島地震の発災直後から被災地域の通信インフラを何とか維持してきたNTT西日本から基地局の非常用電源が枯渇し、フレッツ光など通信回線が使用不能になる恐れが案内されています。

[NTT西日本 非常用電力の枯渇のおそれによる影響の見通し～1月5日](#)

こうした状況を受け、医療機関のオンライン資格確認システムに関するポータルサイト（支払基金が運営）では、通信不能時の対応として次のように案内されています。

「各医療機関等において、患者の氏名、性別、生年月日及び住所を控えていた上で、事後的に当該情報から患者を特定して資格情報を確認する機能（緊急時医療情報・資格確認機能）を利用することができます。緊急時医療情報・資格確認機能の利用開始を希望される場合は、下記コールセンターまでご連絡ください。※お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）システム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ時間：月～金：9：00～17：00（いずれも祝日を除く）」

※災害時モード等を利用するためにわざわざコールセンターに電話をしないといけません。

[【お知らせ】令和6年能登半島地震による一部エリアにおける通信サービスへの影響に伴い、オンライン資格確認等システムが利用できない事象について](#)

保険証紛失時の対応で十分

被災されて健康保険証やマイナ保険証を紛失しても受診できる旨の通知は厚労省から出されており、その場合、医療機関は、「不詳」請求で保険請求ができる旨も通知されています。停電等で通信も不能で使えない状況にあるにもかかわらずオンライン資格確認の災害時モードを使う必要性がどこにあるのか疑問だらけです。

いつ停電が解除され、通信インフラが回復するか見通しが立たない中で災害時・システム障害時、停電等の場合は明らかに保険証・お薬手帳による対応（アナログ対応）が優位です。万一お薬手帳もなくした場合は薬剤師等がかかりつけ

医療機関に聞いてもらう必要がありますが、一定の条件で処方箋なしでも保険薬局が薬を処方することができる取り扱いも通知されています。

有線 光ケーブルは災害に弱い？

厚労省に災害時モードは被災した医療機関が使えないのではと質問しましたが、災害救助法適用で被災医療機関以外が使えるので大丈夫ですとの回答でした。オンライン資格確認システムは IP-VPN という NTT がほぼ独占的に提供している閉域網回線の使用が必須とされています。光ケーブル（有線）しか使用できないので、停電等で基地局が機能しなくなり使用不能となることだけでなく、地震等で光ケーブルの破断・損傷など何らかの要因で使用不能になりますし、復旧が非常に時間がかかることが推察されます。

災害時もマイナポータル使って デジタル庁が X で呼び掛け

デジタル庁「X」で被災者にマイナポータル活用を呼び掛けています。着の身着のまま避難所に誘導されたので保険証もなければマイナ保険証も紛失しています。そもそも通信インフラが使用不能となる場合も多く、マイナポータルにログインすらできないのではないのでしょうか？

災害時は「保険証」も「お薬手帳」も「マイナカード」もなくても大丈夫！

2024年1月25日
全国保険医団体連合会

河野太郎デジタル大臣は、1月24日の記者会見で「**災害時にはマイナカードをタンスにしまわずに財布に入れて一緒に避難してほしい**」と述べました。マイナポータルを利用して薬剤情報が閲覧できるので災害時の医療提供に役立つとの理由です。SNS等で賛否両論が出されています。

参考 [河野デジタル相「マイナカードと一緒に避難して」発言...「停電ならただのカード」「まだ言ってる」SNSで批判殺到 | Smart FLASH/スマフラ\[光文社週刊誌\]\(smart-flash.jp\)](#)

マイナポータルにログインするには、マイナカードとスマホが必要となりますが、災害で停電・通信不通となったエリアではマイナポータルは利用することができません。能登半島地震では、発災当初は、財布もスマホもお薬手帳も保険証も何も持たずに着の身着のまま避難された方が多くいました。

一瞬の判断で生死が分かれる場合も

大津波警報が発令され、放送各社からも「とにかく逃げてください」と連呼されたのが記憶に新しいです。家屋倒壊による死者が多く発生しました。発災直後の一瞬の判断が生死を分けたこともわかっています。その一瞬の迷いが被災状況を左右することになります。

停電・通信不通でインターネットも繋がらない「マイナ保険証、オンライン資格確認システムは使えない」

電柱が倒壊し、光ファイバー回線が破断したり、通信環境の悪化で無線通信も困難・繋がりにくくなる地域もあり、マイナポータルやオンライン資格確認システ

ムによる医療情報・薬剤情報は利用できない場合が多くなりました。かかりつけ医療機関が被災した場合もオンライン資格確認（災害時モード）による資格情報や薬剤情報の閲覧も不可能となりますのでやはり困難が伴います。

余震が続く中で倒れた家にもものを取りに行きケガなどをされた方もいらっしゃいます。行政が危険判定した建物に近づいたり中に入ることは非常に危険が伴います。

厚労省は、被災者の医療費・介護利用料の[免除制度を周知するポスター](#)で、「被災者は保険証や現金なくても 医療機関等を受診できます」と書きました。保険証も現金もなくても安心して避難できるようにしました。

既往歴は保険者から提供される「お薬手帳すらいない」

既往症・服薬中の方が被災された場合、かかりつけ医療機関以外から医療を受けたり薬を処方されるには、処方歴や既往歴が必要です。被災者医療の確保に向けて全国から医療支援活動が展開されており、移動薬局により持病の薬を処方されました。実は、災害時に被災者の薬歴・既往症などの情報は、各保険者から提供される仕組みが確立されています。能登半島地震でも石川県国保、後期高齢者医療保険制度から医療機関等に提供することができることが既に通知されています。

令和6年能登半島地震による災害の被災者に関する既往歴等の提供について

令和6年能登半島地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび石川県国民健康保険団体連合会（以下「石川県国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、石川県国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する